

## 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、平成30年3月に策定した「泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」における介護給付費実績や、介護・福祉ニーズを把握するとともに、本市の実情と特性等を活かした「泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」を策定することを目的とする。

### 2 業務名及び業務概要

#### (1) 業務名

泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務

#### (2) 業務内容

別紙1「泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (4) 業務費限度金額

5,005千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、令和元年度分として2,145千円（消費税及び地方消費税を含む。）を、令和2年度分として2,860千円（消費税及び地方消費税を含む。）をそれぞれ上限とする。

#### (5) 支払方法

令和元年度分として、年度末の出来高検査終了後2,145千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、また令和2年度分としてすべての業務が完了し、完成検査終了後2,860千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、それぞれ支払うものとする。

### 3 参加資格

次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係

る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成14年制定）に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (7) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (8) 令和元年・2年度泉大津市入札参加資格があること。
- (9) 地方公共団体における高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務の実績を有していること。
- (10) 大阪府内に本店又は支社・営業所（受任地）を有すること。

#### 4 スケジュール

実施内容	実施期日
実施要領の公表	令和元年5月20日(月)
参加表明書の提出期間	令和元年5月20日(月)～ 令和元年6月7日(金)
質問書の提出期間	令和元年5月22日(水)～ 令和元年6月3日(月)正午
質問書の回答日	令和元年6月5日(水)
企画提案書の提出期間	令和元年6月10日(月)～ 令和元年6月21日(金)正午
辞退届提出期限	令和元年6月21日(金)
プレゼンテーションの実施	令和元年7月3日(水)
選定結果の通知・結果公表	令和元年7月初旬予定

#### 5 参加申し込み

「3 参加資格」を満たし、参加を希望する場合は、下記の書類を提出願います。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんのでご留意願います。

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 業務実績書(様式第3号)
- ④ 管理技術者(管理責任者)業務実績書(様式第4号)

##### (2) 提出部数

各1部

##### (3) 提出方法

持参により提出してください。

提出後は、「13 事務局」の電子メールアドレスに事業者アドレス確認用のメールを送信ください。今後、泉大津市は届いたアドレスに通知等のメールを送信します。

##### (4) 提出期限

令和元年5月20日(月)から令和元年6月7日(金)までです。

泉大津市の休日に関する条例(平成元年泉大津市条例第28号)第2条に規定

する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時15分までです。

(5) 提出先

「13 事務局」

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ② 提出された参加表明に関する書類は返却しません。

(7) 参加承認

参加承認の可否については、令和元年6月10日（月）までに、電子メールで通知します。

(8) 質問及び回答

- ① 提出期限 令和元年5月22日（水）から令和元年6月3日（月）正午まで
- ② 提出方法 質問書（様式第5号）に記載し、「13 事務局」の電子メールアドレスに添付の上、送信してください。なお、電子メールの件名は、【泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託質問書－会社名】と記載の上、送信してください。
- ③ 回答日 令和元年6月5日（水）
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、全ての回答をとりまとめた「質問回答書」を作成し、泉大津市のホームページにおいて掲示します。

## 6 企画提案

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式第6号）
- ② 企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容を踏まえて作成してください。

課題内容について提案・意見すること。

[課題内容]

ア 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を踏まえた、「泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の方向性、検討事項等

イ 今後の泉大津市高齢者保健福祉及び介護保険施策への視点

ウ 創意工夫について（2点以上必ず記載すること）

業務の履行に際し、創意工夫している点、アピールできる点、強調したいこと等を、独自資料を付すなどして明確にすること。

提出する書類の規格は、A4版・横書き、文字サイズは、11.0ポイント

以上、両面印刷を原則とする。

- ③ 業務実施体制調書（様式第7号）
- ④ 管理技術者（管理責任者）業務実績書（様式第4号）＊再提出
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 見積書及び見積書内訳書（任意様式）

様式は、自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載してください。

なお、「2 業務名及び業務概要」の「(4) 業務費限度金額」に示す、業務費限度額を超える金額の場合は失格とします。

## (2) 提出部数

①と⑥は1部提出してください。

②から⑤までを1部として整理し、10部提出してください。

なお、②から⑤までについては、会社名、ロゴマーク等、作成者がわかる表示を一切しないでください。

## (3) 提出方法

持参により提出してください。

## (4) 提出期限

令和元年6月10日（月）から令和元年6月21日（金）正午までです。

休日を除く午前8時45分から午後5時15分（ただし、令和元年6月21日は、正午）までです。

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

## (5) 提出先

「13 事務局」

## (6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ② 提出された企画提案に関する書類は返却しません。

## 7 事業者の選定方法

### (1) 選定方法

泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次により決定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

- ① 審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、

別紙2で示す審査基準に基づいて評価し、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。

- ② 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。
- ③ 審査の評価、採点に関する異議は受けません。

(2) プレゼンテーション等の時間、場所等の通知

① 実施日時

令和元年7月3日（水）

集合時間は、プレゼンテーション等開催通知書で指定します。

② 実施場所

泉大津市役所 職員会館3階 集会室

大阪府泉大津市東雲町9番12号

③ 実施時間

1企画提案者につき30分以内とし、概ねプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分以内とします。

④ プレゼンテーションの方法

「6 企画提案」の「(1) 提出書類②～⑤」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。提案説明は、企画提案書をもとに実施するものとし、パソコンやプロジェクター等機器を利用した説明は認めないものとします。

また、原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、3名以内とします。

入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

なお、プレゼンテーションは非公開とします。

(3) 審査の結果通知について

プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーションを行った全事業者に文書で通知します。

(4) 審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開します。

## 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が「2(4) 業務費限度金額」を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会  
が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場  
合

## 9 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

## 10 プロポーザルの中止等

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合、プロポーザル方式を中止または取り消すことがあります。なお、この場合、当該プロポーザル方式に要した費用を泉大津市に請求することはできません。

## 11 契約について

### (1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託（随意契約）の委託候補者となります。
- ② 業務委託契約の締結は、泉大津市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行います。
- ③ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と交渉します。

### (2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質問回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

### (3) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条の規定により契

約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することとします。

ただし、同規則第116条に該当する場合は、全部又は一部を免除します。

## 1.2 その他

(1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和元年6月21日（金）までに、高齢介護課へ提出してください。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

## 1.3 事務局

泉大津市健康福祉部高齢介護課（担当者：大和）

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131（代）

FAX 0725-20-3129

E-mail kaigo@city.izumiotsu.osaka.jp